

卓球競技実施要領（身体・知的・精神）

1. 競技規則

令和8年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2. 競技方法

- （1）競技種目は、一般卓球とサウンドテーブルテニス（S T T）とし、5ゲームズマッチ（1ゲーム11点）で行う。
- （2）試合は原則として、各ブロック5名以内のリーグ戦方式で行う。
- （3）出場選手が少ない障害区分および年齢区分では、別の障害区分および年齢区分の選手と併せて同一ブロックを構成することがある。ただし、順位の決定、記録の認定および表彰は、それぞれの障害区分別に行う。

3. 競技用具等

（1）試合球

主催者が用意する。

ア 一般卓球 （公財）日本卓球協会公認プラスチック球

イ S T T （公財）日本パラスポーツ協会公認プラスチック球

- （2）S T T の出場者は各自で用意したアイマスクまたはアイシェード（以下アイマスク等）を装着すること。招集場所でアイマスク等の検査を受け、着脱についてはプレー領域に入る前に着用し、終了後プレー領域を出るまで着用しなければならない。（アイマスク等を外す場合は主審が認めたときのみ）

- （3）ラケットは各自用意すること。

4. 競技服装等

- （1）競技服の上着は、白色以外とすること。
- （2）主催者が交付した番号布（ゼッケン）は競技服の上着の背部に付けること。
- （3）義肢や松葉杖を使用する選手は、特に支障がない限り、接触面にあてがう布やカバー等を用意すること。

5. 選手招集

- （1）招集場所は競技の行われる各テーブルとする。（全競技者）
- （2）選手招集時刻は、第1試合開始10分前とする。
- （3）選手招集時刻に遅れた競技者は、原則として棄権とみなし、試合に出場できない。

6. 表彰

- （1）各ブロック内の全試合が終了後、各ブロックで成績を発表する。

(2) 成績は各ブロックで、障害区分および年齢区分別に決定する

(3) 上記(2)の成績が1～3位の選手にメダルを授与する。

7. サービス規定緩和

身体の障害等によりサービスの規定の緩和が必要な場合は、大会当日受付時に「サービス緩和申請書」を審判長に提出し、許可を得ること。

8. 介助者

(1) 介助が必要な選手については、申込時に介助申請をすることができる。許可を受けた者は「介助許可証(ビブス)」の交付を受け競技場に入場することができる。

(2) 介助者は、競技者が競技上有利になるような助言等をしてはならない。また、競技上必要な物以外を持ち込んではない。

(3) 介助者は、競技会場内では競技役員の指示に従うものとし、注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする。

9. その他

競技場内へは、競技者、大会役員、競技役員、競技係員、競技補助員、あらかじめ許可された介助者等以外は立ち入ることができない。

【参考】

一般卓球

- (1) 肢体不自由者および知的障害者については、フリーハンド（ラケットを持っていない手の手首より先）がコートに触れても失点としない。ただし、コートを支えて打ったり、テーブルを動かしたりしてはならない。
- (2) 身体の障害等により審判長の承認を得、主審が相手方にサービスの仕方について変更を知らせた場合には、サービスの規定を緩和することができる。
また、知的障害者についても、主審が対戦者の不利にならないと認めた場合、サービスの規定を緩和することができる。
- (3) 車いす使用者が正しく出されたサービスをレシーブする際ボールが、①レシーバーのコートに触れた後、ネット方向に戻った場合、②レシーバーのコートに止まった場合、③レシーバーのコートに触れた後、どちらかのサイドラインを横切った場合は、ラリーはレットとなる。ただし、「レット」が宣告される前に打球した場合は、有効となる。
- (4) 知的障害や精神障害が原因と認められる試合の中断があった場合、1つのマッチでの中断時間は最大10分間とする。また、速やかな試合進行のために、審判、介助者等が競技者に進行を促す言葉をかけたり競技者に触れたりすることができる。